

公安委員会	ワークライフバランス推進強化月間	平成27年6月25日
説明資料No. 1	の 実 施 に つ い て	人 事 課

1 経緯

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)により、働き方改革を具現化する期間として、7・8月を「ワークライフバランス推進強化月間」(以下「月間」という。)及びその一環として「ゆう活」(夏の生活スタイル変革)を政府を挙げて実施することとなったところ、これを受け、警察庁においても、ゆう活を始めとする各種取組を実施するもの。

2 期間

平成27年7月1日(水)から8月31日(月)までの間

3 警察庁の取組

(1) 「ゆう活」

- 各所属(附属・地方機関を含む。)は、業務の特性を含む所属の状況及び職員個人の状況を考慮しつつ、一部期間の実施も含め、可能な限り多くの職員について、通常の勤務時間開始時刻を1、2時間程度早め、午前7時30分から午前8時30分とし、「朝型勤務」を実施する。
- 職員は、勤務時間開始時刻を早めた日においては、国会関係業務等がある場合を除き、原則定時退庁することとする。

(2) 超過勤務の縮減

- 幹部職員及び管理職員は、率先垂範して定時退庁するとともに、超過勤務については、必要性を十分に検討し、やむを得ない場合を除いて部下職員に対して、これを命令しないこととする。
- 月間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、国会関係業務等がある場合を除き、20時までの庁舎の消灯を実施する。
- 「ゆう活」の実施により、職員の勤務終了時刻が早まることから、超過勤務抑制のため、原則として午後4時15分以降に会議等を行わないこととする。

(3) 休暇取得の励行

- 6月1日から9月30日までの間で休暇取得を励行することとし、各所属において休暇取得の計画を立てることとする。
- 休暇取得の妨げとならないよう盆及び休暇取得励行期間中の連休の直前直後の会議又は公式行事の実施を抑制することとする。

前田国家公安委員会委員は、6月14日（日）から20日（土）までの間、イタリア共和国及び英国を訪問し、イタリアでは、マフィア対策について、また、英国では、五輪警備の実施状況について視察を実施したところ、概要以下のとおり。

1 イタリア共和国

(1) マフィア対策庁長官との会談

ヌンツィオ・アントニオ・フェルラ内務省警察総局マフィア対策庁長官と会談し、マフィアの不正な資産を没収する取組等について意見交換を実施。

(2) マフィア対策の視察

マフィア対策庁及びマフィア対策検察庁を訪問し、組織概要、押収・没収制度等について説明を受けるとともに、マフィア対策庁ナポリ支部を訪問し、マフィア対策の現状について視察を実施。

2 英国

(1) 内務閣外大臣との会談

ジョン・ヘイズ内務閣外大臣（治安担当）と会談し、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関し、両国が緊密に協力していくことについて確認。

(2) 五輪警備の実施状況の視察

英国内務省、ロンドン警視庁、英国外務省の職員等から、2012年オリンピック・パラリンピック・ロンドン大会の警備について説明を受けるとともに、オリンピック公園（五輪会場跡地）を視察。

第1 行方不明者の状況

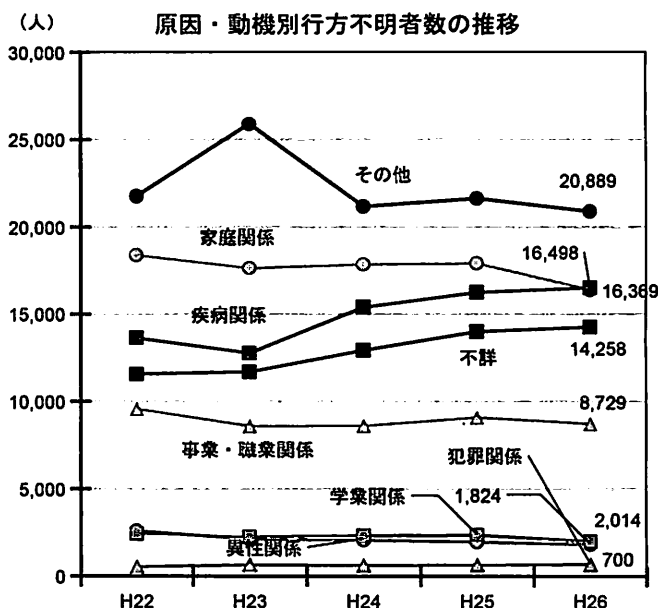
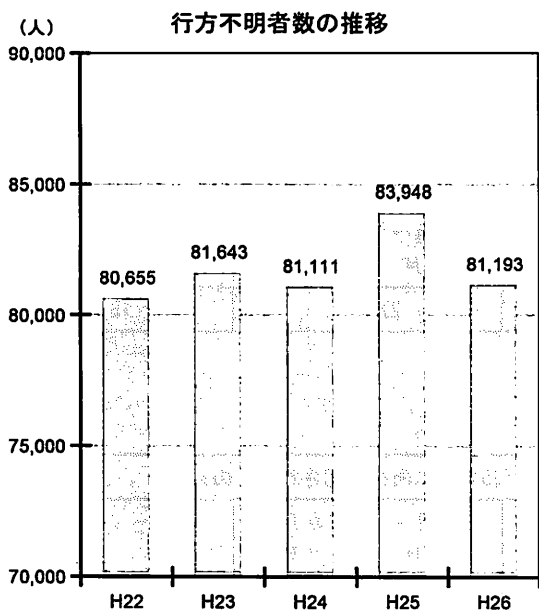
1 平成26年中に警察に行方不明者届が出された者（以下「行方不明者」という。）の数は81,193人で、前年に比べ2,755人（-3.3%）減少。

(1) 年齢別では、「10歳代」が最も多く、次いで「20歳代」、「70歳以上」の順。

(2) 原因・動機別では「疾病関係」（認知症を含む。）が最も多く、次いで「家庭関係」、「事業・職業関係」の順。

2 平成26年中に所在が確認された行方不明者の数は79,269人で、前年に比べ、2,913人（-3.5%）減少。

所在確認までの期間は、受理当日が32.9%、7日以内が70.2%。



第2 認知症に係る行方不明者の状況

1 受理・所在確認状況

(1) 受理状況

前年に比べ、461人（4.5%）増加。

26年中の受理数		
男	女	総数
6,130	4,653	10,783

(参考)

25年中の受理数		
男	女	総数
5,747	4,575	10,322

(2) 所在確認状況

平成26年中届出を受理した者で同年中所在確認したものが98.4%。

26年中の所在確認数			行方不明者届受理年次別内訳			区 分				26年中受理した者で未解決のもの数 (26年中受理総数-26年中受理の所在確認数)
男	女	総数	26年中	25年中	24年以前	発見	帰宅等確認	死亡確認	その他	
6,188	4,660	10,848	10,615	143	90	6,427	3,610	429	382	168

(参考)

25年中の所在確認数			行方不明者届受理年次別内訳			区 分				25年中受理した者で未解決のもの数 (25年中受理総数-25年中受理の所在確認数)
男	女	総数	25年中	24年中	23年以前	発見	帰宅等確認	死亡確認	その他	
5,659	4,521	10,180	10,088	53	39	6,045	3,464	388	283	234

(3) 所在確認までの期間

受理当日が65.4%、7日以内が97.2%。

行方不明者届受理から所在確認までの期間 (26年中に所在確認されたもの)									
受 理 当 日	2日~ 7日	8日~ 14日	15日~ 1か月	1か月~ 3か月	3か月~ 6か月	6か月~ 1年	1年~ 2年	2年~	
7,091	3,448	69	41	61	27	20	18	73	

(参考)

行方不明者届受理から所在確認までの期間 (25年中に所在確認されたもの)									
受 理 当 日	2日~ 7日	8日~ 14日	15日~ 1か月	1か月~ 3か月	3か月~ 6か月	6か月~ 1年	1年~ 2年	2年~	
6,443	3,506	71	45	48	14	10	11	32	

2 今後の対応

- (1) 認知症の特性を踏まえた、届出人からの聴取、幅広い照会等の実施及び職員に対する教養の推進。
- (2) 関係機関・団体と相互に連携して早期発見・保護に努めるとともに、関係機関等に対して記名や名札等の工夫の周知を働き掛け

1 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）について

(1) 概要

産学官連携によるサイバー犯罪等への対処を目的とする日本版NCFTA（※）として設立され、平成26年11月13日に業務を開始。

(2) 業務内容

- サイバー空間の脅威に関する情報の集約・分析
- サイバー空間の脅威への対処に関する研究開発
- サイバー空間の脅威への対処に関するトレーニングプログラムの開発及び提供
- サイバー空間の脅威に総合的に対処するための国際連携

※ NCFTA(National Cyber-Forensics & Training Alliance)=FBI等の法執行機関、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体で、サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施している。

2 これまでの取組状況

(1) 情報集約・分析

(2) 国際連携

(3) その他

3 今後の取組予定

4 警察における対応

愛知県警察は、本年6月23日、診療所の無許可開設に係る医療法違反で、被疑者3名を逮捕したほか、関連被疑者1名を任意捜査中である。

1 被疑者

いずれも愛知県在住

会社役員 46歳

(本年5月31日、医師法違反(医師でない者の医業禁止)で逮捕)

医師 50歳

無職 42歳

医師 A男 52歳

2 事案の概要

被疑者らは共謀の上、医師でない被疑者 をして、愛知県岡崎市長の許可を得ないで、平成24年4月から平成25年6月までの間、愛知県岡崎市内に診療所を開設したものの。

3 捜査の経過

- (1) 平成25年8月、医師資格のない が、岡崎市内の診療所において、医師でなければ行えないレーザー脱毛施術を行っていることを認知。
- (2) に対する医師法違反の疑いで捜査を進める過程で、同診療所の開設者となっているA男の勤務実態がないことが判明。
- (3) 医療法上、医師でない者が診療所を開設しようとするときは許可を受ける必要があることから、同法違反の疑いで捜査。
- (4) 捜査の結果、同診療所の実質的な開設者は であり、同人の依頼により、 の仲介で、A男が名義貸しを行ったことが判明。

4 罪名及び罰条

医療法違反

同法7条第1項(開設の許可)

同法73条第1号(罰則:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

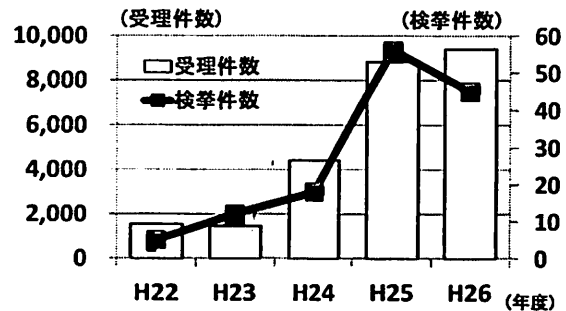
1 目的

安心な社会を創るための匿名通報事業（いわゆる「匿名通報ダイヤル」）は、暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとするもの。

2 平成26年度中の通報の受理・活用状況

(1) 受理件数

9,401件（前年度比+576件）
 { 電話：707件（前年度比-112件）
 ウェブサイト：8,694件（前年度比+688件）



受理件数	1,536	1,449	4,427	8,825	9,401
電話	370	267	765	819	707
Web	1,166	1,182	3,662	8,006	8,694
検挙件数	5	12	18	56	45

(2) 対象事案別通報・検挙件数

	対 象 事 案						計	参考情報	合 計
	暴力団が関与する犯罪等	犯罪インフラ事犯	薬物・拳銃事犯	少年福祉犯罪	児童虐待事案	人身取引事犯等			
通報	123件 (3.5%)	196件 (5.8%)	1,715件 (48.9%)	825件 (23.5%)	380件 (10.8%)	268件 (7.6%)	3,507件	5,894件	9,401件
検挙	2件	5件(※1)	18件	12件	1件(※2)	2件	40件	5件	45件

※1 関連犯罪の検挙1件を含む。

※2 被害児童の保護(児童相談所への身柄付通告)に貢献した事案を計上。

- 対象事案に係る通報3,507件のうち、薬物・拳銃事犯に係るものが全体の48.9%で最多。次いで少年福祉犯罪が23.5%。
- 薬物・拳銃事犯1,715件のうち、薬物事犯が1,685件で、前年度に比べ386件増加。
- 児童虐待事案380件のうち、児童虐待の疑いが認められた70件について、都道府県警察から児童相談所に通告を実施。
- 参考情報についても、特殊詐欺事件、賭博事件及び迷惑防止条例違反事件等を検挙。

3 その他

平成27年4月1日から対象事案に「特殊詐欺」を追加。

1 特定秘密の指定及びその解除の実施の状況について

警察庁においては、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に基づき、平成26年度中に以下のとおり23件の特定秘密の指定を行った。

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 情報収集衛星関係 11件
- 特定有害活動関係 2件
- テロリズム関係 4件
- 外国の政府等との協力関係 2件
- 人的情報源関係 2件
- 暗号関係 1件

※ 保有する特定秘密文書等件数（平成26年12月31日現在）

警察庁保有分 17,874件

※ 都道府県警察保有分を含む。

なお、平成26年度中、指定の有効期間の延長及び解除は行っていない。

2 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び各都道府県警察においては、警察庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成26年警察庁訓令第8号。以下「訓令」という。）等の内部規程に従い、以下のような保護措置を実施している。

- 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限（インターネットへの接続のない電子計算機の使用、データ保存の際の暗号化等）
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限（必要最小限の文書の作成、二重封筒に入れての運搬、施錠可能で十分な強度を有する保管庫における保管等） 等

(2) 保護措置の状況の検査の実施

訓令第39条第1項及び第44条第1項に基づき、警察庁及び各都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、特段の指摘事項はなかった。

3 適性評価の実施の状況について

平成26年度中、警察庁及び各都道府県警察において、適性評価は実施していない。

4 その他

特定秘密保護法第19条に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府から6月22日に国会報告が行われた。